別紙２

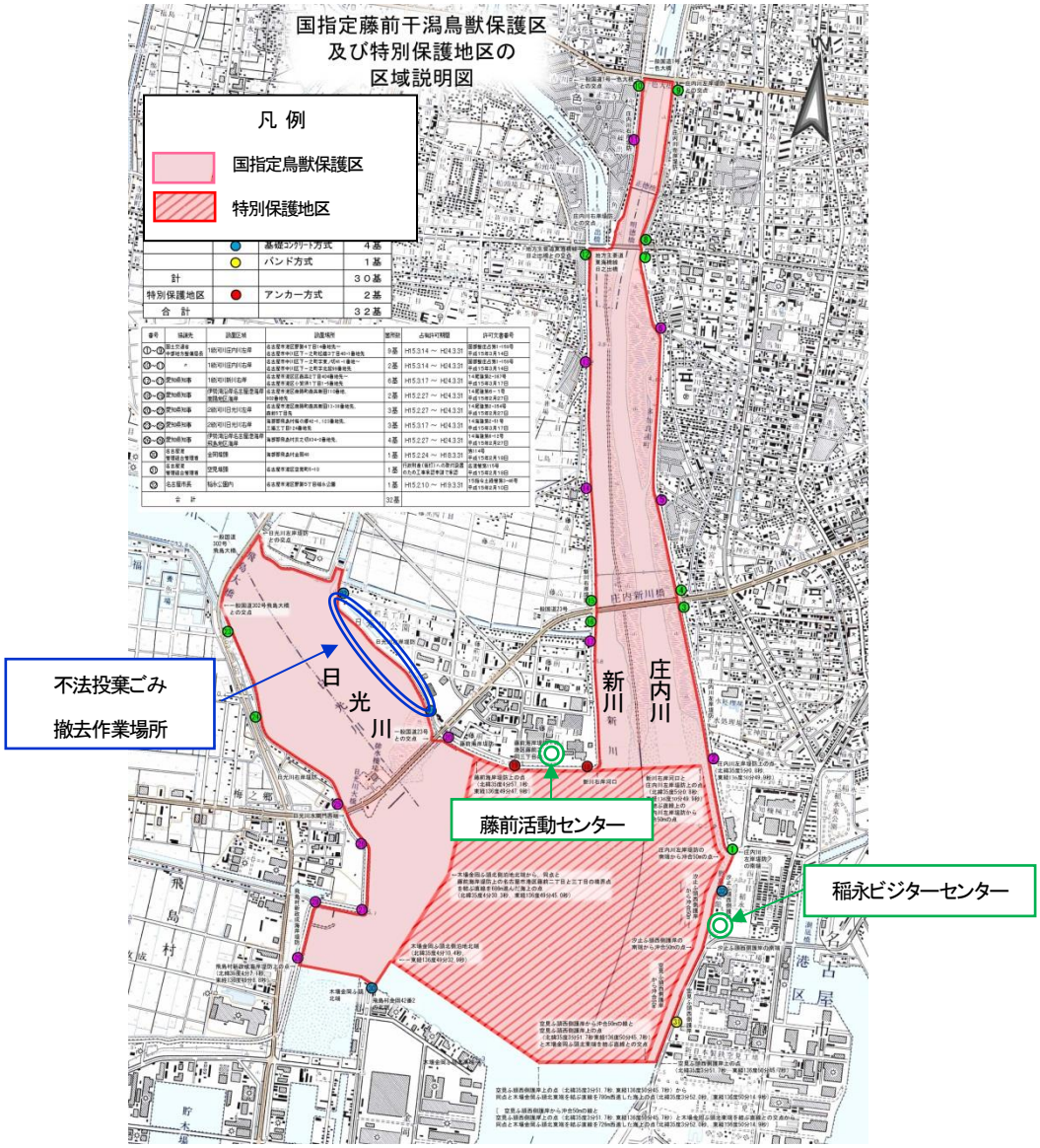

（参考）国指定藤前干潟鳥獣保護区とは

愛知県西部の庄内川、新川、日光川の３河川が合流する河口部、伊勢湾最奥部に位置する藤前干潟は、国際的または全国的な見地から鳥獣の保護のために重要な区域として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき国（環境大臣）が鳥獣保護区に指定しています。区域内で鳥獣を捕獲する際は事前に環境大臣に許可を得る必要があります。また、鳥獣またはその生息地の保護を図るために特に必要な区域は特別保護地区に指定され、一定の開発行為が規制されます。

昭和 59 年、名古屋市で急増するごみの処分場として藤前干潟を埋め立てる計画が浮上しましたが、市民を中心とした保全活動が行政を動かし、平成 11 年に埋立計画は撤回されました。これを契機に市民と行政が一体となってごみの減量に取組、その結果、取組前と比較して 20%以上減らすことに成功しました。そして平成 14 年 11 月に藤前干潟は国指定鳥獣保護区に指定され、同月、特別保護地区が「ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）」に登録されました。